

平成30年度から適用される個人住民税の税制改正について

◆給与所得控除の見直し

給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限が適用される給与収入1500万円を「平成29年度課税分は1200万円に、平成30年度課税分以後は1000万円に引き下げる」となりました。

◆セルフメディケーション推進のための「スイッチOTC薬控除」(医療費控除特例)の創設

平成28年度税制改正で、適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、健康維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている個人が、平成29年1月1日から本人と生計を一にする親族に係るスイッチOTC医薬品の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額(控除限度額8万8千円)を所得控除できる特例が創設されました。(従来の医療費控除との選択適用となります。)

- ・申告の際には、検診等又は予防接種を受けた「一定の取組」を明らかにする書類が必要です。
- ・検診等又は予防接種に要した費用は、スイッチOTC薬控除の対象にはなりません。

◆医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の申告時における「明細書」の添付義務化

平成29年度税制改正で、医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれか適用を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。

◆問い合わせ◆ 税務課 市民税係(内線) 1058~1061